

議案第 87 号

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 5 月 26 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例

さいたま市図書館条例（平成 13 年さいたま市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
目次 第 1 章・第 2 章 [略] 第 3 章 文化施設（第 15 条—第 24 条） 第 4 章 図書館協議会（第 25 条） 第 5 章 補則（第 26 条） 附則  （名称及び位置） 第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市立大宮図書館</td><td>さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 1 2 4 番地 1</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 2 [略]  （休館日） 第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）、さいたま	名称	位置	[略]		さいたま市立大宮図書館	さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 1 2 4 番地 1	[略]		目次 第 1 章・第 2 章 [略] 第 3 章 文化施設（第 15 条—第 22 条） 第 4 章 図書館協議会（第 23 条） 第 5 章 補則（第 24 条） 附則  （名称及び位置） 第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市立大宮図書館</td><td>さいたま市大宮区高鼻町 2 丁目 1 番地 1</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 2 [略]  （休館日） 第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）、さいたま	名称	位置	[略]		さいたま市立大宮図書館	さいたま市大宮区高鼻町 2 丁目 1 番地 1	[略]	
名称	位置																
[略]																	
さいたま市立大宮図書館	さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 1 2 4 番地 1																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
さいたま市立大宮図書館	さいたま市大宮区高鼻町 2 丁目 1 番地 1																
[略]																	

市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）、さいたま市立桜木図書館（以下「桜木図書館」という。）、さいたま市立岩槻駅東口図書館（以下「岩槻駅東口図書館」という。）、さいたま市立桜図書館（以下「桜図書館」という。）、さいたま市立北図書館（以下「北図書館」という。）、さいたま市立武蔵浦和図書館（以下「武蔵浦和図書館」という。）及びさいたま市立美園図書館（以下「美園図書館」という。）

ア～ウ [略]

(3) [略]

(4) さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）（文化施設及び多目的スペースを除く。） 特別整理期間（8日以内）

2 [略]

（利用時間）

第7条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図書館、武蔵浦和図書館及び美園図書館 午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時）まで

(3) [略]

(4) 大宮図書館 午前9時から午後9時30分まで

2 [略]

（文化施設の種類）

第15条 図書館及び分館に、次のとおり文化施設を置く。

図書館及び分館	文化施設
大宮図書館	<u>学習支援室 研究席 研修室 展示スペース</u>
[略]	

（利用）

第16条 [略]

2 [略]

市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）、さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）、さいたま市立桜木図書館（以下「桜木図書館」という。）、さいたま市立岩槻駅東口図書館（以下「岩槻駅東口図書館」という。）、さいたま市立桜図書館（以下「桜図書館」という。）、さいたま市立北図書館（以下「北図書館」という。）、さいたま市立武蔵浦和図書館（以下「武蔵浦和図書館」という。）及びさいたま市立美園図書館（以下「美園図書館」という。）

ア～ウ [略]

(3) [略]

2 [略]

（利用時間）

第7条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図書館、武蔵浦和図書館及び美園図書館 午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時）まで

(3) [略]

2 [略]

（文化施設の種類）

第15条 図書館及び分館に、次のとおり文化施設を置く。

図書館及び分館	文化施設
大宮図書館	<u>会議室 視聴覚ホール 展示ホール</u>
[略]	

（利用）

第16条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、大宮図書館の文化施設を利用できるものは、第8条第1項各号に掲げる者又は同条第2項に規定するものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 文化施設の利用の許可を受けたもの(以下「施設利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第20条 大宮図書館の文化施設のうち、研究席、研修室及び展示スペースの施設利用者は、利用の許可を受けたときは、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金(附属設備の利用料金を除く。)の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 附属設備の利用料金の額は、市長が別に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第22条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、施設利用者の責めに帰することができない理由により文化施設又は附属設備を利用できない場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第23条 施設利用者は、その利用を終了したときは、速やかに利用した文化施設又は附属設備を原状に回復しなければならない。第18条の規定による利用の許可の取消し又は利用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

2 施設利用者が、前項の義務を履行しないときは、委員会において原状に回復し、これに要した費用は、当該施設利用者の負担とする。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 文化施設の利用の許可を受けたものは、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第20条 大宮図書館展示ホールの使用料は、3,540円とする。

2 大宮図書館展示ホールの利用許可を受けたものは、前項の使用料を前納するものとする。

(使用料の減免)

第21条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第22条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、  
委員会が図書館の管理を臨時に行うときに限り、  
 新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間  
 が終了するまでの間、市長は、研究席、研修室及  
 び展示スペースの使用料については別表に定める  
 額の範囲内において市長が定める額を、附属設備  
 の使用料については市長が別に定める額を徴収す  
 る。

2 前項の場合にあつては、第20条第1項、第2  
 1条及び第22条の規定を準用する。この場合  
 において、これらの規定中「指定管理者」とあるの  
 は「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料  
 」と読み替えるものとする。

第4章 [略]

第25条 [略]

第5章 [略]

第26条 [略]

別表（第20条関係）

文化施設	区分		利用料金
研究席	1席1人2時間 につき		120円
研修室	午前	午前9時 ～午後零 時	600円
	午後	午後1時 ～午後5 時	700円
	夜間	午後6時 ～午後9 時30分	800円
	全日	午前9時 ～午後9 時30分	2,000円
展示スペース	全日		3,000円

備考 準備及び原状回復のための時間は、利用料  
 金計算の時間に含まれるものとする。

第4章 [略]

第23条 [略]

第5章 [略]

第24条 [略]

附 則

この条例は、平成31年5月7日から施行する。